## 「山鳥坂ダム工事事務所 ダム事業費等監理委員会」規約

(名称)

第1条 本会の名称を、山鳥坂ダム工事事務所 ダム事業費等監理委員会(以下、「委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 委員会は、山鳥坂ダム建設事業における適切な事業執行の観点から、コスト縮 減策やその実施状況、事業執行等について、意見・提言を行うことを目的とする。

(任務)

- 第3条 委員会は、次の事項について審議する。
  - 一 コスト縮減策の具体内容
  - 二 事業執行内容

(委員)

- 第4条 委員会は、別紙に掲げる委員により構成する。
  - 2 委員は国土交通省四国地方整備局山鳥坂ダム工事事務所長(以下「事務所長」 という。)が委嘱する。
  - 3 委員の任期は2年とする。ただし、委員の再任は妨げない。
  - 4 委員の氏名及び職業は、公表する。

(委員長)

- 第5条 委員会に委員長を置くこととし、委員の互選によってこれを定める。
  - 2 委員長は委員会を代表し、会務と進行を統括する。
  - 3 委員長が職務を遂行できない場合は、委員長があらかじめ指名する委員がその 職務を代理する。

(委員会の開催)

- 第6条 委員会は、委員長の要請に基づき事務所長が召集する。
  - 2 委員会は、原則として毎年度第1四半期に開催する。
  - 3 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴く事ができる。
  - 4 委員会は、原則非公開とするが、委員会の開催結果の概要については公開する。
  - 5 委員は、委員会で知り得た内容等の秘密を他に漏らしてはならない。委員の職 を退いた後も同様とする。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、国土交通省四国地方整備局山鳥坂ダム工事事務所に置く。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この規約は、令和6年7月24日より施行する。

## 第4条第1項の委員(五十音順・敬称略)

氏 名	職業
青野 勝廣	松山大学 元学長(経済学博士)
板垣 修	(国研) 土木研究所 河道保全研究グループ長
吉良 美知宏	愛媛県 土木部長
森脇	愛媛大学 教授(工学博士)